

配食サービス事業者との連携による高齢者の食事支援、健康づくり・介護予防支援及び見守り事業の実施について

1. 目的

新型コロナウイルス感染拡大防止の対応として、新しい生活様式が求められるなか、特にひとり暮らし高齢者や高齢者のみで暮らす世帯については、フレイル予防とともに、地域における新たな担い手による見守りも必要な状況が生じている。こうした状況をうけ、区内で高齢者を対象とした配食サービス事業の実績がある配食サービス事業者の登録制度を創設し、登録配食サービス事業者との連携による食事支援、健康づくり・介護予防支援及び見守りを行う事業を実施する。

2. 事業の対象

75歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみ世帯

3. 登録事業者

(1) 要件

区内で高齢者を対象とした配食サービスの実績があり、食品衛生法等の公衆衛生関連の法令及び個人情報法等を遵守するとともに、厚生労働省の「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」に沿って配食事業を行う事業者で、利用者の希望に応じて週6回以上の配食を原則として手渡しで行うことができること。

(2) 登録事業者（令和2年9月30日現在）

5事業者

4. 事業の内容

(1) 健康と生活を支える配食サービスの提供

- ・利用者の希望にあわせて各登録事業者が用意しているメニューから選択する。

(2) 食事支援と健康づくり・介護予防支援

①日々の配食サービスを通じた支援

- ・登録事業者は手渡しの方法により配食を行い、配食のつど配達員が声かけを行う。
- ・上記とあわせて、利用者が毎日記録する「なかの食事で元気アップチェックノート」の食事、健康、生活・運動の項目を確認する。
- ・上記により、気がかりな点がある場合は、利用者が指定する緊急連絡先またはすこやか福祉センターに連絡する。

②地域情報や健康づくり・介護予防情報などの提供（月1～2回程度）

- ・配食の際に、日々の元気アップに活用できる地域情報や健康づくり・介護予防情報などを掲載したチラシを届ける。

(3) 見守り

上記の声かけ等のほか、指定の時間に訪問して応答がない場合や緊急対応が必要と登録事業者が判断した場合は、利用者が指定する緊急連絡先またはすこやか福祉センター、場合によっては消防署や警察署への通報を行う。

5. 申込み手続き

地域活動推進課で電話により申込みを受付ける。申込者の状況や利用を希望する登録事業者等を把握したうえで、該当の登録事業者に必要な情報を提供し、これをもとに登録事業者が申込者と連絡をとって必要な手続きを進める。

6. 周知

民生児童委員、すこやか福祉センターアウトリーチチームによるチラシ配布等による周知を基本とし、今後、地域包括支援センター等の協力を得て、支援が必要な方たちへ周知する。また、区ホームページや区報による周知を行っていく。